



余市町都市計画マスタープラン見直し および余市町立地適正化計画を策定

余市町の将来を見据えた土地利用や都市施設の整備の方向性を示した都市計画の基本方針である「余市町都市計画マスタープラン」を社会情勢の変化や余市町の都市の動向を考慮し、計画の見直しを行いました。

また、持続可能な都市運営を可能とし、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの連携を進めるため「余市町立地適正化計画」を策定しました。

上記の2つの計画については、町のホームページからご覧いただけます。また、冊子で縦覧を希望される方は、まちづくり計画課の窓口でご覧いただけます。

○余市都市計画用途地域の変更に伴う図書を縦覧しています

余市町都市計画マスタープランの見直しに伴い、土地利用の変更を行うため、余市都市計画用途地域を一部変更しました。それにより、余市都市計画用途地域の変更に伴う図書について、次の場所で縦覧しています。

また、変更後の都市計画用途地域については、町のホームページでもご覧いただけます。

余市都市計画用途地域に係る事項：

- ・浜中町および朝日町の一部における用途地域の変更
- ・黒川町18丁目の一部における用途地域の変更

縦覧場所：

- ・まちづくり計画課

問合せ まちづくり計画課 まちづくり推進係 ☎21-2124



固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます！

縦覧は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧は、「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	・固定資産税の納税者本人または代理人 ・納税者と同居の親族 ・納税管理人
お持ちいただくもの	・納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。

閲覧：「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	・固定資産税の納税義務者 または代理人 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	・借地人、借家人等	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	・固定資産の処分をする権利を有する方	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	・納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 ・法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 ・上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など）		

期間：4月1日（月）～5月27日（月）（土・日・祝日除く）

時間：午前8時45分～午後5時15分

場所：税務課

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115